

相愛大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

相愛大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、相愛大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、「浄土真宗の精神に基づく教育により有為な人材を育成する」という使命を実践するため、「當相敬愛（とうそうきょうあい）」を建学の精神とし、宗教的情操の中で「共生」と「利他」を調和させ、人のあり方、人の生き方を学生に考えさせる教育を行っている。さらに、専門分野については、学則に学部・学科ごとの特色を生かした人材育成の目的を明示し、「相愛大学将来構想」において、新しい教育目標樹立準備をはじめ、日々変化する社会情勢に応じた教育のあり方を継続的に検討している。この姿勢はまた、未来を築くための大学教育の質的転換に向けた努力の表明でもある。

大学を貫く使命・目的に基づく教育組織や大学運営方針は、学校教育法第83条などの法令に適合している。また、学内ポータルサイトを活用し、全学構成員から意見聴取を行い、全学的な理解と支持を得ている。

「基準2. 学修と教授」について

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーのいずれも、大学の使命・目的に即して定められており、ホームページなどを通して広く周知している。教育課程は、基礎科目・共通科目と、専門科目を有機的に結合させ、系統的な履修を体現している。また、基幹的科目群である「基礎科目」にキャリアの分野を設け、職業観の醸成や自身のキャリアプランを考えさせる試みを行っている。教育の到達目標をシラバスで明示し、「授業評価アンケート」により教育目的の達成状況を把握し、発見された問題点を改善する点検・評価を行っている。

「学生生活実態調査」により、留年・退学者の減少に努め、実績を上げている。学生支援センターや保健管理センターは、それぞれが十全に機能し、女子学生のための配慮も払われている。独自の奨学金制度や貸与制度をはじめ、各種特別奨学生など多様な制度が準備されている。

教員数は大学設置基準を上回り、「教員の採用、昇任人事等に関する要綱」を定め、学長主導のもとに人事計画を立て人事管理を進めている。FD(Faculty Development)委員会も活発である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び関係法令に基づいて、誠実な運営を行い、教育機関としての使命を果たすための経営基盤安定化に向けた継続的努力を払っている。防災や防犯など危機管理についても規則等を明確に定め、また、環境や人権に対しても配慮している。

理事会及び常任理事会は正常に機能している。現学長就任以来、学長主導の運営への転換を図ってきた。大学の事務局長が法人の事務局長を兼務しており、法人と大学との意思疎通、連携は十分に図られている。評議員会の運営は適切に運営されている。

職員の資質・能力向上のため、上司と部下の面談を重視し、さらに、外部のセミナー・講座等に参加させている。

中長期財政計画の策定については、大学の改組転換等を経て、新たに修正を加えた計画が策定され、経営改善のための方策が実施されている。会計処理は、各種基準や規則にのっとり、適切な処理が行われ、予算は、経理規程に基づいて編成され、透明性が確保されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

「相愛大学将来構想」の全事業 130 項目について実施計画書と評価報告・改善計画書を作成し、自主的・自律的な自己点検・評価に取り組んでいる。

また、改善途上の項目の対応、実施計画書と評価報告・改善計画書の書式見直し等を今後の検討課題として、自己点検・評価体制の向上に努めている。

将来構想の「実施すべき項目」を軸にしてデータを収集し、実施計画書と評価報告・改善計画書を作成して、進捗状況管理による点検・評価体制をとり、透明性の高い客観的な自己点検・評価が行われている。結果は、ホームページで社会に公表し、学内ポータルサイトにおいて「将来構想実施管理一覧」「IR サイト」を全教職員に公開し、学内共有が図られている。目標達成への工程表管理を行い、毎年度そのための自己点検・評価を実施し、改善する仕組みを構築して PDCA サイクルを機能的に確立している。

総じて、大学は、学長の強いリーダーシップのもと、透明性を徹底的に推し進め、大学に不利に思える情報も果敢に公開している。これを改善する工程を立て、目的の達成状況を明確にし、日々、より良い大学づくりに努めている。教員と職員の士気は高く、両者の協働がシナジー効果を発揮し、課題を着実に実現する原動力となっている。キャンパスの学生の表情や態度からも、建学の精神が浸透していることを確認できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、学則・寄附行為等にのっとり、簡潔な文章で明記されている。大学は、「浄土真宗の精神に基づく教育により有為な人材を育成する」という目標を実践するため、宗教的情操の中で「共生」と「利他」を調和させ、人のあり方、人の生き方を学生に考えさせる教育を行っている。

学則において、「本学は大乗仏教、特に浄土真宗の精神に基づき、宗教的情操を涵養し広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」としつつ、学部・学科ごとの特色を生かした人材育成の目的を明示している。

「相愛大学将来構想」において、6 点の教育目標を掲げ、これまでの反省点を踏まえつつ、将来への建設的なあるべき姿を継続的に検討している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

個性・特色は、学則第 1 条において大学の使命・目的及び教育目的に反映され、明示されている。学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的は学則第 2 条の 2 に適切に定められている。学則は、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めており、この自己点検・評価により、使命・目的及び教育目的の適切性について継続した検証が実施されている。

法令への適合については、学校教育法第 83 条、大学設置基準第 2 条、第 40 条に照らして、使命・目的を具現化するよう努めている。

将来構想委員会は日々変化する社会情勢に応じた教育の目的等の見直しを不断に行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「将来構想委員会」で検討した素案を学内ポータルサイトで全学構成員に示し、広く意見聴取を行い、全教職員の理解と支持を得た。このことは、教職員が一丸となって、これから新たな諸課題に取り組む体制が整ったといえる。この姿勢が学生にも伝わり、全学的に将来に向けた新たな大学づくりに寄与している。

大学は、使命・目的及び将来構想を冊子として構成員に配付、ホームページにも掲載し、学内外に周知するよう努めている。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に盛り込まれ、中長期的な計画にも整合的に反映されている。また、教育研究活動は、大学の使命・目的を具現化するよう構成されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神及び学部・学科の教育目的に基づき定められており、ホームページや進学説明会、オープンキャンパスなどで周知している。

アドミッションポリシーに従って多様な入試制度を導入し、学生の確保に努めている。また、入試問題の作成は大学自らで行っている。

学生の受入れ状況は、過去 5 年間、定員を充足できない状況が続いている。充足率の改善のために、オープンキャンパスや講座等を開催し、教職員による高校訪問、進学説明会等を積極的に実施するとともに、収容定員の見直しを行うなどの改革に取り組んでおり、今後も継続的な努力に期待したい。

【改善を要する点】

○音楽学部音楽マネジメント学科は定員充足率が著しく低く、改善が必要である。

【参考意見】

○音楽学部音楽学科、人文学部人文学科では収容定員充足率の向上が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づいた個性と特色を有する人材育成を行うためにカリキュラムポリシーを掲げている。カリキュラムポリシーに従い、教育課程を適切に定めており、履修ガイド、シラバス、学内ポータルサイトなどを通じて周知している。

教育課程は、全学共通の基礎科目・共通科目と、学部・学科の専門科目を有機的に結合させ、系統的な履修を体現している。全学で統一したシラバスを作成し、学内ポータルサイトを通じて公開している。また、キャップ制を導入し、予習・復習などの学修時間の確保に努めている。FD委員会を設置し、さまざまな研修会やシンポジウムを催すとともに、学生による授業アンケートを実施して授業内容や方法の改善に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員で構成された教育推進本部を設置し、学生の学修及び授業支援に関するさまざまな取組みを行っている。全学でオフィスアワー制度を導入し、学生には学内ポータルサイトで周知している。また、アドバイザー制度を導入するとともに、保健管理センターや学生相談室によるサポートなどを通して、学修支援に努めている。

前後期に、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備しており、学生のニーズを共有している。平成 24(2012)年度には全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、特に人文学部では「留年・退学者を減らし就職率を向上させるための策定書」を作成して留年・退学者の減少に努め、成果を挙げている。また、平成 27(2015)年度から SA(Student Assistant)制度を導入し、授業などのサポートを行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、成績評価、卒業要件等は、学則、履修規程、履修ガイドに基準を明示し、周知を図っている。また、音楽学部の実技科目の成績評価と単位認定については、必ず2人以上の審査員を配置し、客観性のある判定を行っている。成績評価の疑義申立てに関する取扱要項を作成し、学生に不利益が生じない体制を整備している。

また、奨学金授与基準、免許及び資格取得に係る実習参加条件、小学校教諭採用試験における大学推薦の基準等に GPA(Grade Point Average)を活用している。

編入学に伴う他大学の既修得単位の上限について履修規程第 31 条に示しており、それは適切に設定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

平成 26(2014)年度から、全学共通の基幹的科目群である「基礎科目」にキャリアの分野を設け、「キャリアデザイン論」「キャリアデザイン演習」「インターンシップ実践」の 3 科目の中から少なくとも一つの科目を学生に履修させ、職業観の醸成や自身のキャリアプランを広く考えさせることを目指している。就職委員会を設け、全学的に就職指導、就職支援活動を行うとともに、学部で性格が異なるため、学部・学科ごとに担当職員を置き、学生一人ひとりの進路掌握を図り進路指導に当たる体制を構築し、個人に合ったきめ細かい指導を展開している。また、学生支援センターの中に、キャリアサポート部門を設置してキャリア支援・資格講座案内などを配付、周知することで、センターの利用率が上昇し、その機能を果たしており、学生の自立に向けてのサポート体制が整備されている。特に、人間発達学部子ども発達学科では、免許・資格を生かした就職者が多い。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育の到達目標をシラバスで明示し、学生による授業評価アンケートにより教育目的の

達成状況を把握し、問題点を改善する点検・評価を行っている。授業評価アンケート結果報告書を作成し、対象科目の全てについて数値化し、分析結果及び結果に対する各教員のコメント、改善等が学内ポータルサイトでフィードバックされている。教員相互の授業参観が実施され、授業内容・方法等について意見交換をし、「公開授業コメント集」として、学内ポータルサイトに掲載している。また、卒業式当日にディプロマポリシーと関連した「卒業生アンケート」を実施し教育目的の到達状況に関する意識調査を行っている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

全学的組織として、学生部及び就職部が管轄する学生支援センター、心身の支援のために保健管理センターを設置し、それぞれが機能している。各学部においても独自の学生支援を進めている。

学生委員会や、大学祭実行委員会、学生美化委員会などを通じて、学生の課外活動への支援を適切に行っている。

学生の意見、要望をくみ上げるシステムとして「学生生活実態調査」を実施しており、その結果は、報告会において全教職員に周知され、学生生活の改善に反映している。

独自の奨学金制度として、各種特別奨学生や「ミツバ奨学金」等の給付（授業料減免）制度、「珠光会」（斎藤・東儀・一般）の給付制度、「相愛学園奨学貸与金」「相愛大学緊急奨学金」の貸与制度など多様な制度が準備され、学生に対する経済的支援を適切に行っている。

【優れた点】

○女子学生が多いため、健康診断の内科検診の際に女性医師の確保に努めるなどの特段の配慮が行われている点は評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部・学科の教育目的と教育課程編成の考え方を明示し、大学設置基準を上回る教員数を確保している。「教員の採用、昇任人事等に関する要綱」を定め、教育・研究上の将来計画と必要性に基づき、学長主導のもとに人事計画を立て人事管理を進めている。教員の評価と資格審査は、「相愛大学教員選考基準」を定め、これに基づいて各学部固有の内規に準拠して行っている。全教員の教育、研究業績等の各項目をホームページで公表し、これらを根拠とする教員評価について検討を継続している。

FD委員会を設け、教員相互の授業参観、授業評価アンケートの実施、FD通信の発信など、FD活動として教員の資質・能力向上への取組みが適切に行われている。

教養教育実施のために、「共通教育センター」を設け、必要な教員配置が行われており、体制が整備されている。

【参考意見】

○人間発達学部においては、年齢 61 歳以上の専任教員の割合が多く、年齢構成の是正に一層の努力が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、講義室などは適切に整備されており、大学設置基準に定められた基準を満たし、新耐震基準に適合している。平成 18(2006)年に車椅子が必要な学生の入学を機会に、全学バリアフリー化を実現している。変化する学修方法に対応するために、ラーニング・コモンズ、地域コミュニティプラザ、アクティブ・ラーニング専用教室等の施設を設置し、地球環境に配慮した快適な教育研究環境を整え有効に活用している。また、学生からの要望を反映して、外部資金を用いて「学生の学修時間確保のためのピアノ練習室の整備事業」を実施するなど、順次対応している。

図書館の規模は適切であり、学術情報資料は十分に確保されている。開館時間を含め、学生が利用しやすい環境を整備している。

授業形態や上限管理、使用目的に応じた最適なクラスサイズを実現している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人相愛学園寄附行為」第3条に学校法人の目的を定め、関係法令に基づいた規則を制定し、誠実な運営が行われている。また、「相愛大学将来構想」「相愛学園中期財政計画」を策定し、教育機関としての社会的使命と目的を果たすための経営基盤の安定化に向けた継続的努力をしている。

「学校法人相愛学園危機管理規程」を制定し、学生向けには「防災・防犯ハンドブック」を配付し、学校現場において想定される危機について、予防管理や危機対応などに関する規則を定め、また、「学校法人相愛学園セクシュアルハラスメントの防止等に関する規程」等を整備し、環境や人権に対する配慮を行うなど、学校法人としての社会的責任を果たしている。

教育情報及び財務などの経営情報は、ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

「学校法人相愛学園寄附行為」第6条において「この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う」として、学校法人の使命・目的を達成するための意思決定機関は理事会であることを規定している。また、第6条第2項において「理事会は業務の推進を円滑に行うため、常任理事会を設ける」とし、理事長、副理事長、学長、副学長、事務局長、校長、教頭を構成員として「常任理事会運営要項」に基づき常任理事会が適正に運営されている。

理事の選考は、寄附行為第11条に基づいて選任され、現在13人で構成されており、理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切に取扱われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年 4 月の現学長就任以来、執行部会議の権限強化、大学評議会の全学連絡調整機関化、教授会の審議及び決定権限の一定程度の制限等、学長主導の運営への転換を図ってきた。平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の学校教育法に準拠して、平成 26(2014)年度に学内諸規則の見直しを行い、大幅な改正を行った。

学長が主宰する執行部会議と大学評議会において、学長がリーダーシップを発揮し、適切に意思形成を図り、大学の業務を学長の権限と責任のもとで執行している。

学長の業務を遂行するために、学長の命を受けて、大学の具体的な活動の直接指揮を行うために、副学長、学長補佐を適切に配置している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人の理事会、常任理事会と、大学の重要な会議である執行部会議、大学評議会の全てに構成員として、学長と副学長が出席している。

現在は、学長が理事長を兼務していること、また、大学の事務局長が法人の事務局長を兼務し、事務のトップである事務局長も全ての会議に出席していることから、法人と大学との意思疎通、連携は十分に図られている。評議員会の運営について、私立学校法を踏まえて、寄附行為により、予算案については先に評議員会で意見を聞いた上で理事会に提案するなど、適正・適切に運営されている。理事長のリーダーシップの発揮が円滑に行われるだけでなく、各会議体の系統的連携により、大学の意思決定において、教職員の要求をくみ上げることが可能となっている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の重要事項を審議し、各部局間の連絡調整を図り、円滑な運営を行うために、執行部会議、大学評議会に、学長、各学部長に加え、事務局長、学長室長、各事務部長が構成員となっている。平成 22(2010)年度に設置した「教育推進本部」「研究推進本部」「地域連携推進本部」をはじめ全学委員会と連携・協力を努めている。

職員の配置については、専任職員の採用を抑制しているが、教員組織との連携を図り、適切に配置している。

職員の資質・能力向上のため、上司と部下の面談を行い、職員の事務処理・問題解決・政策提言等の能力の向上に努めている。また、私学経営研究会など外部で開催されるセミナー・講座等に職員を積極的に参加させている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年「相愛大学将来構想」において中長期財政計画の方針を打ち出し、予算統制の改善、学費政策の確立、外部資金の獲得、人件費政策の確立を骨子とした中長期財政計画が策定された。その後、改組転換が実施され、その結果に基づき当初の計画を一部修正した中期財政計画が策定され、経営改善のための抜本的対策及び財政基盤安定に向けた方策が実施されている。

平成 26(2014)年度の帰属収支差額は、法人・大学ともに支出超過であり、改善傾向にはあるものの厳しい財務状況が続いている。

科学研究費助成事業、私立大学等経常費補助金の特別補助及び施設整備補助金等の申請型補助金に積極的に応募し、地域連携による受託研究費とともに大学として外部資金獲得に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人相愛学園経理規程」にのっとり、適切な処理が行われている。平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の改正学校法人会計基準に準拠して、経理規程は改正されている。

監査法人による会計監査は、予算の執行状況の確認、支出請求書・会計伝票・証拠書類・月次元帳の整合性の確認、現預金の実査等が厳正に実施され、監査体制が整えられている。また、平成 26(2014)年度に内部監査室を設置し、会計処理及び業務運営に関する監査が行われている。

予算は、経理規程に基づいて編成され、予算執行手続き等は予算会議や予算説明会において、毎年、周知徹底されている。補正予算は、学生生徒等納付金収入や上半期の予算執行状況等を踏まえ、理事会、評議員会を開催し、編成手続きが行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に基づく自己点検・評価の理念のもとに「相愛大学自己点検・評価に関する規程」を制定し、将来構想の全事業 130 項目について実施計画書と評価報告・改善計画書を作成し、自主的・自律的な自己点検・評価に取り組んでいる。

現在、設置している自己点検・評価委員会は、学長を委員長として、副学長、事務局長等部長級以上の教職員で構成され、自己点検・評価実施委員会は、副学長を委員長として機動的な組織として構成され、毎年、自己点検・評価を実施する体制を適切に整えている。

また、改善途上の項目の対応、実施計画書と評価報告・改善計画書の書式見直し等を今後の検討課題として、自己点検・評価体制の向上に努めている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 20(2008)年に公益財団法人大学基準協会所定の大学基礎データを収集し、平成 23(2011)年度に同協会の再評価を受ける際に改善報告書を作成した。その後の自己点検・評価では、将来構想の「実施すべき項目」を軸にしてデータを収集し、実施計画書と評価報告・改善計画書を作成して、進捗状況管理による点検・評価体制をとり、透明性の高い客観的な自己点検・評価が行われている。

広報・情報センターと学長室が連携し、現状把握のための調査とデータの収集・分析を行う体制を整備している。特に、教育及び学生支援に関しては、「教学 IR 委員会」を設置し、諸種の調査やアンケートを実施している。

自己点検・評価の結果は、ホームページで社会に公表し、学内ポータルサイトにおいて「将来構想実施管理一覧」「IR サイト」を全教職員に公開し、学内共有が図られている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価項目として「将来構想」実現のために「実施すべき項目」を設定し、目標達成への工程表管理を行い、毎年度そのための自己点検・評価を実施し、改善する仕組みを構築して PDCA サイクルを機能的に確立している。

自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に結びつけることができるよう改善策について執行部会議及び大学評議会に報告され、必要な方策を講じて具体的改善が図られている。

また、改善策を予算編成と事業計画書に反映させるため、「自己点検・評価報告書」の作業工程の見直しに着手し機能向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1 地域社会との連携の位置づけ

A-1-① 地域社会との連携の位置づけの明確化

A-1-② 地域社会との連携の推進体制の確立

A-2 地域志向型教育カリキュラムの編成と実践教育の展開

A-2-① 全学的な地域志向型教育カリキュラムの実現

A-2-② 教育カリキュラムに基づく全学的な実践教育の展開

A-3 地域社会へのシーズのフィードバック

A-3-① 公開講座・公開レッスン等の実施

A-3-② 受託研究、講演依頼等への積極的対応

A-3-③ ニーズに対応した施設の開放

【概評】

学則第2条に、地域と協働し、社会に寄与することを明示している。さらに、平成25(2013)年制定の「将来構想」(第2版)でも「地域と連動し、地域を担う人材を育成する」と明記し、地域貢献への姿勢を表明している。教育目標を具現化するための「地域志向型教育カリキュラム」を構築、推進している点は注目される。

平成22(2010)年には大阪市と、平成25(2013)年には大阪市住之江区・中央区と連携協定を締結するなど、多くの自治体・企業と協定を結び、多くの事業を展開している。それらの事業には、教職員や学生の多くが参加し、成果を挙げている。平成25(2013)年度には「地域コミュニティプラザ整備事業」を推進し、地域連携事業の事務を統括する「ワークスペース」や、市民との交流を目的とした「ミーティングスペース」、地域活動等に開放する「小ホール」などを整備した。また、平成26(2014)年度は、「リエゾンキッチンサイエンススタジオプロジェクト」に取組み、発達栄養学科が地域連携事業に利用するキッチンスタジオを新設するなど、環境整備に努めている。

基礎科目「大学と地域社会」を設け、専門課程でも地域社会と連動した授業を積極的に導入するなど、全学科・全学年で実際的な学修ができる環境を整えている。

また、全学部で公開講座や各楽器を用いた公開レッスンを開催し、積極的に地域・社会に貢献している。加えて、平成22(2010)年から図書館を一般公開し、平成27(2015)年度には大阪市住之江区と連携して図書館利用料金を引下げ、利用者数の増加に寄与している。地域住民と自治体との意見交換会の会場や、地元合唱団に南港ホールを提供するなど、大学の教育活動と地域の要請に呼应しながら施設開放に努めている点は敬意を表したい。

